

「旅館業法施行細則」の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

令和4年6月17日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することから、「旅館業法施行細則」（昭和33年神奈川県規則第1号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 旅館業営業許可申請書（第1号様式）（表）中の「禁錮」を「拘禁刑」とする。
- (2) 旅館業営業譲渡承継承認申請書（第2号様式）（裏）中の「禁錮」を「拘禁刑」とする。
- (3) 旅館業営業合併（分割、相続）承継承認申請書（第3号様式）（裏）中の「禁錮」を「拘禁刑」とする。

3 施行期日

この規則は、令和7年6月1日から施行する。